

奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十号

奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百六十六条―第二百六十八条）」を「第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百六十六条―第二百六十八条）」を「第十四章 雑則（第二百六十九条）」に改める。

第三条に次の二項を加える。

- 3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
 - 4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの提供に当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 第五十六条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十六条の二第三項中「の資質の向上のために、その」を「に対し、その資質の向上のための」に改め、同項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する

政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十六条の二中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十六条の二の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

- 第五十六条の二の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第五十六条の三に次の二項を加える。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

- 二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の発生及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。

四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。
第五十六条の四に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第五十六条の九の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の一項を加える。
2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第五十六条の十の次に次の一条を加える。
(虐待の防止)

第五十六条の十の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に行うこと。
とともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第六十四条中「第五十二条の二及び第五十六条の四」を「第五十二条の二第一項及び第五十六条の四第一項」に改める。

第七十四条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第七十四条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第七十四条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならぬ。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

5 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

第七十六条中「第五十六条の二」を「第五十六条の二の二」に、「第五十二条の二及び第五十六条の四」を「第五十二条の二第一項及び第五十六条の四第一項」に改める。

第八十四条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十六条中「第五十六条の二」を「第五十六条の二の二」に、「及び第七十条」を「、第七十条及び第七十四条の二」に、「第五十二条の二及び第五十六条の四」を「第五十二条の二第一項及び第五十六条の四第一項」に改め、「「設備及び備品等」との下に「、第七十四条の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と」を加える。

第八十八条第一号中「構成される会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。」を加える。

第九十三条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十五条中「第五十六条の二」を「第五十六条の二の二」に、「及び第七十条」を「第七十条及び第七十四条の二」に、「第五十二条の二及び第五十六条の四」を「第五十二条の二第一項及び第五十六条の四第一項」に改め、「設備及び備品等」との下に「第七十四条の二中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と」を加える。

第九十七条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第九十七条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第二百二十二条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百二十二条の二第三項中「の資質の向上のために、その」を「に対し、その資質の向上のための」に改め、同項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百二十二条の二中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百二十二条の四に次の一項を加える。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第二百二十三条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビ

リテーション従業者に対し、感染症の発生及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第二百二十三条に次の一項を加える。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

第二百五十二条中「第五十三条の三」の下に、「第五十六条の二の二」を加え、「第五十二条の二及び第五十六条の四」を「第五十二条の二第一項及び第五十六条の四第一項」に改める。

第三百三十一条第一項第一号から第五号までの規定中「一人」を「二」に改め、同条第五項中「並びに」を「のうち一人以上及び」に、「それぞれのうち一人」を「うち一人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第七項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第三百三十四条第五項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）」を「併設本体施設」に改める。

第四百十条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第四百十一条の二第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の発生及びまん延の防

止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の発生及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第百四十一条の二に次の一項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

第百四十二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第百四十五条中「第五十五条」の下に、「第五十六条の二の二」を、「第五十六条の十一まで」の下に「(第五十六条の九第二項を除く。)」を加え、「第五十六条の四中「第五十六条」とあるのは「第百四十条」と、「」を「第五十六条の二の二第二項、第五十六条の四第一項並びに第五十六条の十の二第一号及び第三号中」に、「第百二十二条の二第三項及び第四項」を「第五十六条の四第一項中「第五十六条」とあるのは「第百四十条」と、第百二十二条の二第三項から第五項までの規定」に改める。

第百五十六条第七項第一号ア(2)ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号ア(3)を次のように改める。

(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

第百五十九条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第百六十条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第百六十条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予

防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第六十七條の三中「第五十五條」の下に「、第五十六條の二の二」を、「第五十六條の十一」の下に「まで（第五十六條の九第二項を除く。）」を加え、「、第二百二十二條の四」を削り、「第五十六條の四中」を「第五十六條の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第五十六條の四第一項中」に改め、「第四百十條」と、「」の下に「同項並びに第五十六條の十の二第一号及び第三号中」を加え、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」を「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」に、「第二百二十二條の二第三項」を「第二百二十二條の二第三項から第五項までの規定」に、「及び第三百三十九條」を「、第三百三十九條並びに第四百四十一條の二第二項第一号及び第三号」に改める。

第六十九條第一項第一号から第四号までの規定中「一人」を「一」に改める。

第七十四條中「第五十五條」の下に「、第五十六條の二の二」を加え、「第五十六條の七まで、第五十六條の八（第五項及び第六項を除く。）」、第五十六條の九から」を削り、「第五十六條の十一まで」の下に「（第五十六條の八第五項及び第六項並びに第五十六條の九第二項を除く。）」を加え、「第五十六條の四中「第五十六條」とあるのは「第五十七條」において準用する第四百十條」と、「」を「第五十六條の二の二第二項、第五十六條の四第一項並びに第五十六條の十の二第一号及び第三号中」に、「第二百二十二條の二第三項及び第四項」を「第五十六條の四第一項中「第五十六條」とあるのは「」第二百七十四條において準用する第四百十條」と、第二百二十二條の二第三項から第五項までの規定」に改める。

第八十一條中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十四條中「第五十五條」の下に「、第五十六條の二の二」を、「第五十六條の十一まで」の下に「（第五十六條の九第二項を除く。）」を加え、「第五十六條の四中「第五十六條」とあるのは「第八十一條」と、「」を「第五十六條の二の二第二項、第

五十六条の四第一項並びに第五十六条の十の二第一号及び第三号中」に、「第二百二十二条の二第三項及び第四項」を「第五十六条の四第一項中「第五十六条」とあるのは「第百八十一条」と、第二百二十二条の二第三項から第五項まで並びに第二百二十三条第二項第一号及び第三号」に改める。

第九十六条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十七条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならぬ。

第九十七条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百十四条第三項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加える。

第二百五条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百十六条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百十六条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居

者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百二十条中「第五十五条まで」の下に「、第五十六条の二の二」を、「第五十六条の四から」の下に「第五十六条の八まで、第五十六条の十から」を加え、「及び第五十六条の四」を「、第五十六条の二の二第二項、第五十六条の四第一項並びに第五十六条の十の二第一号及び第三号」に、「同条」を「第五十六条の四第一項」に改め、「第二百十五条」の下に「と、第四百四十一条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第二百三十四条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百三十七条中「第五十五条まで」の下に「、第五十六条の二の二」を、「第五十六条の四から」の下に「第五十六条の八まで、第五十六条の十から」を、「第五十四条」の下に「、第五十六条の二の二第二項並びに第五十六条の十の二第一号及び第三号」を加え、「第五十六条の四中」を「第五十六条の四第一項中」に改め、「受託介護予防サービス事業所」との下に「、第四百四十一条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第二百四十五条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百四十八条に次の二項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の発生及びまん延の防止の

ための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の発生及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

7 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

第二百四十九条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百五十一条中「第五十五条」の下に、「第五十六条の二の二」を加え、「及び第二項」を「第二項及び第四項」に、「第五十二条の二中」を「第五十二条の二第一項中」に改め、「第二百四十五条」と、「」の下に「同項、第五十六条の二の二第二項並びに第五十六条の十の二第一号及び第三号中」を、「サービス利用」との下に「同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百五十六条中「第五十五条」の下に「第五十六条の二の二」を加え、「第五十六条の七まで、第五十六条の八（第五項及び第六項を除く。）、第五十六条の九から」を削り、「第五十六条の十一まで」の下に「（第五十六条の八第五項及び第六項を除く。）」を加え、「及び第二項」を「第二項及び第四項」に、「第五十二条の二中」を「第五十二条の二第一項中」に改め、「第二百四十五条」と、「」の下に「同項、第五十六条の二の二第二項並びに第五十六条の十の二第一号及び第三号中」を加え、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に改め、「利用」との下に「同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百六十五条中「第五十五条」の下に「第五十六条の二の二」を加え、「及び第二項」を「第二項及び第四項」に改め、「第二百四十五条」と、「」の下に「同項、第五十六条の二の二第二項、第五十六条の三第三項第一号及び第三号並びに第五十六条の十の二第一号及び第三号中」を加え、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に改め、「サービス利用」との下に「同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

本則に次の一章を加える。

第十四章 雑則

第二百六十九条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるもの（第五十二条の五第一項（第六十四条、第七十六条、第八十六条、第九十五条、第二百二十五条、第四百四十五条（第六十二条において準用する場合を含む。）、第六百六十七条の三、第七百七十四条、第八百八十四条（第九十九条において準用する場合を含む。）、第二百二十条、第二百三十七条、第二百五十一条、第二百五十六条及び第二百六十五条において準用する場合を含む。）、第二百十二条第一項（第二百三十七条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附則第十七条から第十九条までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設

備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第三項、第五十六条の二第三項（新条例第六十四条において準用する場合を含む。）、第五十六条の三第三項（新条例第六十四条、第七十六条、第八十六条、第九十五条及び第二百六十五条において準用する場合を含む。）、第五十六条の十の二（新条例第六十四条、第七十六条、第八十六条、第九十五条、第二百二十五条、第四百五条（新条例第六十二条において準用する場合を含む。）、第六百六十七条の三、第七百七十四条、第八百八十四条（新条例第九十九条において準用する場合を含む。）、第二百二十条、第二百三十七条、第二百五十一条、第二百五十六条及び第二百六十五条において準用する場合を含む。）、第二百二十二条の二第三項（新条例第四百五条、第六百六十七条の三、第七百七十四条及び第八十四条において準用する場合を含む。）、第二百二十三条第二項（新条例第八十四条（新条例第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二百四十一条の二第二項（新条例第六十二条、第六百六十七条の三、第七百七十四条、第二百二十条及び第二百三十七条において準用する場合を含む。）、第六百六十条第四項、第九百七十七条第四項、第二百十六条第四項（新条例第二百三十七條において準用する場合を含む。）及び第二百四十八条第六項（新条例第二百五十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第五十六条（新条例第六十四条において準用する場合を含む。）、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百二十二条、第四百十条（新条例第六百六十七条の三及び第七百七十四条において準用する場合を含む。）、第五百九十九条、第八十一条、第九十六条、第二百十五条、第二百三十四条及び第二百四十五条（新条例第二百五十六条及び第二百六十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に定める規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第五十六条の二の二（新条例第六十四条、第七十六条、第八十六条、第九十五条、第二百二十五条、第四百五十五条（新条例第六十二条において準用する場合を含む。）、第六百六十七条の三、第百

七十四条、第八十四条（新条例第九十九条において準用する場合を含む。）、第二百二十条、第二百三十七条、第二百五十一条、第二百五十六条及び第二百六十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第五十六条の二の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

5 当分の間、新条例第五十六条第七項第一号ア(2)の規定により利用定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、新条例第三百三十一条第一項第三号及び第六十条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

6 この条例の施行の際現に存するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この条例による改正前の奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例第五十六条第七項第一号ア(3)(二)に掲げる基準に適合するものについては、なお従前の例による。